

## 物価高騰に伴う子どもの居場所支援米交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市内の子ども食堂及び子どもの居場所の実施団体等に対する、食糧費価格等の物価高騰に係る負担軽減のための支援を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 子ども食堂及び子どもの居場所 尼崎市内で子どもたちに対し、無料又は安価で食事を提供し、又は無料で食材等を提供している事業をいう。
- (2) 子ども 概ね18歳までの者をいう。

### (交付対象)

第3条 支援米の交付対象となる事業は、子ども食堂及び子どもの居場所であり、かつ、当該事業の実施に当たり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付申請日現在、尼崎市在住の主に子どもを対象とした活動を既に行っていること。
- (2) 支援が必要な子どもを把握した場合、必要に応じて、尼崎市子どもの育ち支援センターいしくしあを含めた関係機関に支援をつなげるなど、協力を行うこと。
- (3) 概ね月1回以上、定期的に開催すること。
- (4) 子どもへの食事(米食)を1月あたり10食以上又は子どもへの食材等を1月当たり5世帯分以上準備すること。
- (5) 利用料は、無料又は材料費等の実費相当額の範囲内であること。
- (6) 食中毒予防など衛生管理を講ずること。
- (7) 開設中は、事故やケガ、不審者の侵入防止などの対策を行い、十分な安全配慮を講じること。
- (8) 政治活動又は宗教活動並びにこれらに類する活動ではないこと。
- (9) 公序良俗に反する活動ではないこと。
- (10) 営利を目的とする活動ではないこと。
- (11) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動ではないこと。
- (12) 代表者、役員その他団体の意思決定に関与する立場である者が市と利益相反関係にないこと。
- (13) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体が行う活動ではないこと。

(交付数量)

第4条 支援米の交付数量は、次表の左欄の区分に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。ただし、交付申請者が数量減を希望した場合は、この限りでない。

区分	数量
子どもへの食事(米食)を1月あたり10食以上100食未満準備	米10kg
子どもへの食事(米食)を1月あたり100食以上準備	米20kg
子どもへの食材等を1月あたり5世帯以上10世帯未満準備	米10kg
子どもへの食材等を1月あたり10世帯以上準備	米20kg

(交付申請について)

第5条 支援米の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を別途募集要項に掲げる、募集受付期間内に市長に提出するものとする。

- (1) 物価高騰に伴う子どもの居場所支援米交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 団体構成員(スタッフ)名簿(様式第3号又は任意の様式)
- (4) 「食品関係の営業届」の写し又は営業許可証の写し(直営で1回20食程度以上の食事を提供する子ども食堂及び子どもの居場所の場合のみ)

2 前条の規定にかかわらず、尼崎市子どもの居場所周知事業実施要綱に基づくキッズ&ユーススポットの登録申請者及び子どもの居場所づくり等推進事業補助金交付要綱に基づく令和7年度の補助金交付申請者は、既に本市に提出した資料に変更がない場合、当該資料をもって、前条第2号から第4号までの書類の提出に代えることができるものとする。

(交付の決定について)

第6条 市長は、前条の書類の提出があったときは、申請内容が支援米の交付対象に適合するものであるか審査し、適合すると認めるときは、交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による支援米の交付を決定された者(以下「交付決定者」という。)に対して、物価高騰に伴う子どもの居場所支援米交付決定通知書(様式第4号)を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する審査において、支援米を交付することが不相当と認めるときは、支援米の不交付を決定し、申請者に対して、物価高騰に伴う子どもの居場所支援米不交付決定通知書(様式第5号)を通知するものとする。

(支援米の交付方法について)

第7条 市長は、前条に基づく支援米の交付決定後、交付決定者に対して、市長が指定する方法により支援米を交付するものとする。

(事業の変更、廃止等について)

第8条 交付決定者は、真にやむを得ない事情により、事業を変更又は廃止し、支援米の交付数量を減少しなければならない場合、物価高騰に伴う子どもの居場所支援米変更・廃止申請書(様式第6号)を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、真にやむを得ないと認める場合は、これを承認し、物価高騰に伴う子どもの居場所支援米変更交付・廃止決定通知書(様式第7号)を通知するものとする。

3 前項の承認を受けた交付決定者は、交付を受けた支援米が未使用等の理由により返還が可能な場合は、当該支援米を速やかに市長に返還しなければならない。

(立ち入り調査等)

第9条 市長は、交付決定者による交付した支援米の適正な事業利用を期するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は交付決定者の承諾を得た上で職員に当該交付決定者の事務所等に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合には、第6条第1項の規定による決定及び第8条第2項による承認の全部若しくは一部を変更し、又は取り消しすることができる。

(1) 支援米を当該支援事業以外の用途に使用した場合

(2) 本要綱に規定する支援米の交付要件を満たさなかったことが判明した場合

(3) 偽りその他不正の手段により支援米の交付を受けた場合

(4) 事業実施に当たって子ども及びスタッフの安全配慮義務に違反した場合

(5) 申請内容の虚偽が判明した場合又は子ども食堂及び子どもの居場所において、本要綱以外でその実施に関して利用する国、県及び本市の制度(補助金、委託金等)に関して、その要綱及び規程に違反していることが判明した場合

(6) 立ち入り調査等において、活動実態が把握できなかった場合

(7) 交付決定者(団体にあつては、代表者の他、その構成員を含む。)が、子ども食堂及び子どもの居場所の事業実施において、その利用者等に対して暴力、暴言、ハラスメントなど不適切な行為があつたと認められた場合

(8) 支援米の交付決定内容(これに付けた条件を含む。)、又は法令に違反した場合

2 市長は、前項の規定により全部若しくは一部を変更又は取消を決定した場合においては、交付決定者に対して物価高騰に伴う子どもの居場所支援米交付決定変更・取消書(様式第8号)により通知するものとする

3 前項の決定を受けた交付決定者は、交付を受けた支援米が未使用等の理由により返還が可能な場合は当該支援米を、交付を受けた支援米の返還が不可能な場合は、当該支援米の購入に係った費用の一部又は全額を速やかに市長に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和 7 年6月20日から施行する。